

人口及び緊急時計画に関する検討により得られる判断基準

- 2.26 提案された地域に関する現在と予測可能な将来の特徴及び人口分布を評価するために、当該地域について調査しなければならない。そのような調査には、当該地域での現在及び将来の土地及び水の利用に関する評価を含めるとともに、個人及び全体としての集団に対する放射性物質放出の潜在的影響を左右し得る特徴を考慮しなければならない。
- 2.27 人口の特性と分布に関連して、立地地点と施設の組み合わせによる影響を以下のようにしなければならない。
- （a） 施設の運転状態では、住民の放射線被ばくが、国際的な推奨事項を考慮に入れて合理的に達成可能な限り低く維持され、如何なる場合においても国の要件に従っている。
 - （b） 緊急時対策の実施に至り得るような事態を含む事故時状態に伴う住民への放射線リスクが、容認可能なほどに低い。
- 2.28 徹底的な評価の後、上記要件を満足するために適切な対策が施せないことが示された場合には、立地地点は提案された種類の原子炉等施設の設置に適していないと考えなければならない。
- 2.29 住民に対する放射線影響の可能性、緊急時計画の実行可能性とそれらの実効を妨げる可能性のある外部事象や現象を考慮し、提案された立地地点に対する外部領域を設定しなければならない。プラント運転開始に先立つ外部領域に対する緊急時計画の設定において、克服できない障害が存在しないことをプラントの建設が始まる前に確認しなければならない。

人口分布

- 4.11 特に、当該地域における定住人口と可能な範囲で一時的滞在人口、並びに現行及び予想される人口分布に関する情報を収集し、施設の存続期間にわたって最新のものとしなければならない。データを収集すべき半径は、特別な状況を考慮して、国の慣行に基づいて選定すべきである。施設近傍の住民、当該地域における人口密集地や人口中心地、及び、学校、病院や刑務所のような居住施設に対して特に注意を払わなければならない。